

古代中国「詣闕」空間沿革考

聶 寧¹

要 旨

古代中国の君主の国家支配・権力を象徴する「朝」空間には闕が設けられる。闕を設ける目的の一つは、君主が国民の冤罪を聴くことである。民衆は「詣闕」を通して、君主に民間のことを報告することができる。「詣闕」空間は古代中国の「朝」空間の重要な部分である。本稿では、空間という視点から、「詣闕」空間の前身としての周の「民事」空間を検討し、先秦時代より民衆が国政に参加していたことがわかった。統一帝国時代に入ると、「詣闕」空間は「閉鎖的」な空間より「開放的」な空間に変わった。都城に入り、「詣闕」空間にたどり着くことができ、「詣闕」空間は皇帝と民衆が直接的な繋がりを結ぶ場所となった。ただ前漢に出現した「北闕下」の「詣闕」空間は、後漢の際に「南闕下」に変化した。北魏以来、「詣闕」空間は固定化された特徴が現れ、その後の中央集権の強化期には、「詣闕」空間が以前より内に移動する傾向があったが、「朝」空間の重要な部分として構築され続けたのである。古代中国の国家の中核空間において、民衆が政務参加できる空間が存在していたという歴史的事実そのものは注目に値すると思われる。

キーワード：「詣闕」、民衆、「朝」空間

はじめに

闕は、「法令 従りて出るところなり（法令所従出也）」²というところであり、「政治的な場」である。因って、「朝」空間における最も外部の空間施設として機能する。古代中国において、民衆は「詣闕」³を通して上書し、君主に民間のことを報告することができた。闕は、古代中国の君主の政治空間において、門のところに設けられて尊卑を明らかにし、政治的な権威を象徴し、国に法令を公布する役割を果たす、不可欠なものである⁴。『文選』巻五六に引く梁陸倕「石闕銘」に「象闕之制、其来已遠……以聴窮省冤……」とある。闕を設ける制度は遅くとも周代には現れた⁵。闕を設ける目的の一つは、君主が庶民の冤罪を聴くことである。換言すれば、梁陸倕の考えにおいて、闕は君主と民衆を繋げる施設であるといえよう。「詣闕」について、「論公車府職能演變及唐代詣闕上書の類型」⁶「宋代的詣闕上訴」⁷「宋時期太学生伏闕上書活

1 西安外国語大学日本文化経済学院東北アジア研究中心 (Instructor of The Northeast Asian Research Center, School of Japanese Studies, Xi'an International Studies University)、山口大学大学院東アジア研究科コラボ研究員 (Researcher of The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University)

2 『漢書』五行志より。

3 『漢書』朱買臣伝より。

4 拙稿「古代中国天子『闕』考」(『異文化研究』第14号、2020年3月)を参照。

5 同上。

6 劉林鳳「論公車府職能演變及唐代詣闕上書の類型」(『長江師範学院学報』、2016年第6期)

7 程民生「宋代的詣闕上訴」(『文史哲』、2012年第2期)

動述評」⁸および「明代群臣『伏闕』抗争現象的政治文化分析」⁹等は、政治制度という方面から論述した。「詣闕」の核心は民衆の参加であり、「詣闕」空間の意義は、君主が政治空間に民衆と直接コミュニケーションできる空間を設けることである。この空間の形成と継続には各時代の特徴が表れている。本稿は、先行研究を踏まえ、空間という視点より、「詣闕」空間の前身としての周代の「民事」空間、漢帝国に確実に出現した「詣闕」空間とその変化、さらに漢代以降の「詣闕」空間の存続について調べて分析する。

1. 周の「皋門内」の「民事」空間

『国語』魯語下に「天子及び諸侯は外朝に民事を合はす（天子及諸侯合民事於外朝）」とある。周代の政務では、「民事」を重視していた。そのため、日常的に使用される君・吏の政務空間とは別に、君・吏・民の政務空間が必要となった。『周礼』秋官司寇の小司寇之職の条に、

外朝の政を掌り、以て万民に致りて詢るなり。一は国危を詢ると曰い、二は国遷を詢ると曰い、三は立君を詢ると曰う。其の位、王は南嚮し、三公及び州長・百姓は北面し、群臣は西面し、群吏は東面す。

（掌外朝之政、以致万民而詢焉、一曰詢国危、二曰詢国遷、三曰詢立君。其位、王南嚮、三公及州長・百姓北面、群臣西面、群吏東面。

とあり、また同書の秋官司寇の朝士の条に、

建邦外朝の法を掌る。左は九棘、孤・卿・大夫の位なり、群士は其の後に在り。右は九棘、公・侯・伯・子・男の位なり、群吏は其の後に在り。三槐に面き、三公の位なり、州長と衆庶は其の後に在り。

（掌建邦外朝之法。左九棘、孤・卿・大夫位焉、群士在其後。右九棘、公・侯・伯・子・男位焉、群吏在其後。面三槐、三公位焉、州長衆庶在其後。）

とある。

上記により、『周礼』に記述された「外朝」においては、「百姓」と「衆庶」の位置がある。周代君主の政務において、「民事」を重視することがあるということが明白である。「外朝」は君主の「朝」空間に属しているに違いない。これは、「朝」空間に於いて民衆が政治活動に参加できることを記している。

この「外朝」について、『通典』礼三十五「天子朝位」の条に、

天子の路寝門は五つ有り。其の最外は皋門と曰い、二は庫門と曰い、三は雉門と曰い、四は応門と曰い、五は路門と曰い、路門の内は則ち路寝なり。皋門の内は外朝と曰い、朝に三槐有り、左右に九棘、庫門の近くに三府九寺有り。庫門の内、宗廟・社稷有り。雉門の外、連門する両観有

8 郭晨虹「宋時期太学生伏闕上書活動述評」(『記念〈教育史研究〉創刊二十周年論文集(3)——中国教育制度史研究』、2009年)

9 李佳「明代群臣『伏闕』抗争現象的政治文化分析」(『古代文明』、2010年第4期)

り。観外に詢事の朝有り、宗廟・社稷の間に在り。雉門の内に百官宿衛の廡有り。応門の内は中朝と曰い、中朝の東に九卿の室有り、則ち九卿理事の処なり。

(天子路寝門有五焉。其最外曰皋門、二曰庫門、三曰雉門、四曰応門、五曰路門、路門之内則路寝也。皋門之内曰外朝、朝有三槐、左右九棘、近庫門有三府九寺。庫門之内、有宗廟・社稷。雉門之外、有兩觀連門。観外有詢事之朝、在宗廟・社稷之閑¹⁰。雉門内有百官宿衛之廡。応門内曰中朝、中朝東有九卿之室、則九卿理事之処。)

『説文解字』に「闕、門観なり（闕、門観也）」とあり、また『古今注』に、

闕、観なり。古えは門ごとに兩観を其の前に樹つるは、宮門を標表する所以なり。其の上に居くべし、之に登りて則ち遠観すべくして、故に之を観と謂う。人臣まさに朝せんとして、此に至りて則ち其の闕する所多少なるを思い、故に之を闕と謂う。

(闕、観也。古每門樹兩観於其前、所以標表宮門也。其上可居、登之則可遠観、故謂之観。人臣将朝、至此則思其所闕多少、故謂之闕。)

とある。すなわち、「朝」空間に設置された闕は「観」とも称される。

加えて、『左伝』定公二年の条に「雉門及び兩観災す（雉門及兩観災）」とあることにより、「兩観」を設ける闕門は雉門であることがわかる。また『釈名』釈宮室に「闕、門の兩旁に在り、中央闕然として道を為すなり（闕、在門兩旁、中央闕然為道也）」という記載がある。

また、「皋門之内」と「雉門之外、有兩観連門」および「観外有詢事之朝」という記述は注目に値するのであろう。

「雉門兩観」の外に位置している「詢事之朝」は、『周礼』秋官司寇に記載される民衆が政治参加できる場所である。それは「皋門之内」の区分と合わせ、民衆の政治参加の空間を構成していたことがわかる。つまり、民衆が政治に参加できる空間のカテゴリーは、「兩観」によって限定されていたのである。周代において、「兩観」と称される闕の外側には、民衆が政治に参加できる空間があるに違いない。これが周王朝の「民事」空間である。

周の「民事」空間は後世の「詣闕」空間の前身とはいえよう。その中にある「闕」は後世の「詣闕」制度の形成に不可欠な空間要素となっていた。同時に、周の「民事」空間は宮城内に存在し、「閉鎖的」空間であることに注意する必要があるのではなからうか。民衆は朝廷の政務に参加する前に、厳重に警備された宮城に入る必要がある。このような空間的構成は後世のものとは異なっている。しかし、後世の「詣闕」空間はこれに基づいて発展してきたことは否定できないのである。

2. 前漢の「北闕下」

『史記』商君列伝に「咸陽に冀闕宮庭を築く。秦、雍より徙りて之に都す（築冀闕宮庭於咸陽、秦自雍徙都之）」とあり、唐代の司馬貞は「冀闕、即ち魏闕なり。冀、記なり。教令を出列し、当に此の門闕に記すべし（冀闕、即魏闕也。冀、記也。出列教令、当記於此門闕）」と注釈した。「魏」は巍と通じて、『説文解字』巍字条に「高なり」とある。これらの記述により、戦国秦は闕を設け、「教令

10 閑は間に通じる。

を出列」する処として使用されたことがわかる。「教令を出列」するため、闕を設けるところは民衆の至れる場所であると判断できる。すなわち、戦国秦において、周の「民事」空間を継承した場所があるのであろう。また、秦帝国も闕を設けた。

『史記』秦始皇本紀には、

三十五年……乃ち朝宮を渭南の上林苑中に営作す。先ず前殿阿房を作る。東西五百歩、南北五十丈、上は以て万人を坐せしむ可く、下は以て五丈の旗を建つ可し。周馳して閣道を為り、殿下より直に南山に抵る。南山の顛を表し以て闕と為す。復道を為り、阿房より渭を渡り、之を咸陽に属し、以て天極の閣道の漢を絶り宮室に抵るに象る。阿房宮未だ成らず。成らば、更に令名を拵びて之に名づけんと欲す。

(三十五年……乃営作朝宮渭南上林苑中。先作前殿阿房、東西五百歩、南北五十丈、上可以坐万人、下可以建五丈旗。周馳為閣道、自殿下直抵南山。表南山之顛以為闕。為復道、自阿房渡渭、属之咸陽、以象天極閣道絶漢抵宮室也。阿房宮未成。成、欲更拵令名名之。)

とある。

『史記』秦始皇本紀に「秦 南面して天下に王たり (秦南面而王天下)」とあり、且つまた「南山の顛を表し以て闕と為す」という記述により、秦帝国の「朝」空間の南部に位置している南山闕は帝国の朝門の一つであるとはいえよう。秦帝国が短命に終わったため、完全な帝国「朝」空間が秦代に完成することはなかったが、その構築プランにおいて、「闕」も設けられている。したがって、秦帝国の「朝」空間に「民事」空間も設置されることも推定されるが、秦帝国の「詣闕」制度は未だに判明できないのである。ただ闕を設けることは漢代に影響を及ぼしている。前漢時代、「詣闕」制度は確実に出現した。

『史記』高祖本紀に、

蕭丞相、未央宮を営作し、東闕・北闕・前殿・武庫・太倉を立つ。

(蕭丞相営作未央宮、立東闕・北闕・前殿・武庫・太倉。)

とある。これらは前漢未央宮が造営されたとき、最初に建てられた施設であり、未央宮の最も重要な部分とは言える。『漢書』霍光伝に、

王は殿を下り、金馬門を出、群臣随うて送る。王は西面して拝す。曰く、「愚^{おろかもの}戇^{たえ}ゆえ漢の事に任ず」と。

(王下殿、出金馬門。群臣随送。王西面拜、曰「愚戇不任漢事」。)

とある。これは劉賀が廃位された際、東闕より未央宮を離れる記録である。この記述により、東闕は未央宮東側の長樂宮と連結して宗室と諸侯の皇帝に拝謁する出入口であることがわかる。前殿は宮城の主殿であり、武庫は軍事施設であり、太倉は穀物貯蔵の施設である。『漢書』淮南歴王長伝に「伏闕下請罪」とあることにより、北闕は群臣の入朝・上書・拝謁の出入口として使用されることがわかる。その政治的屬性は明白であるが、北闕は前漢の「詣闕」空間に関するるのであろうか。

『漢書』于定国伝に「民多冤結、州郡不理、連上書者交於闕廷」とあり、また同書の楚元王伝に「章

交公車」とある。すなわち、前漢時代、民衆が「冤結」があると、「州郡」に報告しても解決できないとき、直接に皇帝に上書することができる。その上書は公車機構が受けるのである。民の上書するところは公車機構を設置している場所に違いない。前引した『漢書』楚元王伝の記録に、如淳が『漢儀注』を注引して「北闕、公車所在」とある。公車機構は未央宮の北闕に設けられていることがわかる。民衆の請願・庭争を受ける政治機能は公車機構（公車府）所在の北闕によって遂行されることになる。故に、上書・奏事・謁見しようとする者は北闕に詣る必要がある。これは民の「詣闕」制度である。北闕は「公車」を設置しており、天下上事及び徴召などを受け付けている。

『漢書』梅福伝に、

天下の布衣 各々志を励み、精を竭して闕廷に赴き、自ら銜い鬻こむ者、数うるに勝うべからず。
(天下布衣各勵志竭精以赴闕廷自銜鬻者不可勝数。)

とあり、同書の雋不疑伝に、

始元五年、一男子有り 黄犢車に乗り、黄旒を建ち、黄檐楡を衣、黄冒を著り、北闕に詣り、自ら衛太子と謂う。公車 聞を以て詔して公卿・將軍・中二千石らをして識視しめる。長安中の吏民 聚まって観る者は数万人。右將軍 闕下に兵を勒え、以て非常に備う。
(始元五年、有一男子乘黄犢車、建黄旒、衣黄檐楡、著黄冒、詣北闕、自謂衛太子。公車以聞、詔使公卿將軍中二千石雜識視。長安中吏民聚觀者数万人。右將軍勒兵闕下、以備非常。)

とあり、加えて『漢書』王莽伝に「庶民・諸生・郎吏以上 闕を守もって上書する者は日に千余人（庶民・諸生・郎吏以上守闕上書者日千余人）」と「諸生・吏民が翕然と同辞し、連びに闕庭を守り、故に其章を下る（諸生・吏民翕然同辞、連守闕庭、故下其章）」とある。これらの記述により、公車機構を設置している北闕の闕下には「広廷」があることがわかる。『釈名』釈宮室の「廷、停なり。人の集る所の処なり（廷、停也、人所集之処也）」という解釈により、闕下は人の集まる場所であることがわかる。この場所は、前漢の民衆の政治参加の場所となり、皇帝と民を連結する機能をはたしていたのではなかろうか。すなわち、前漢の「詣闕」空間は、公車機構を設置している北闕と、民衆の集まる「広廷」が必要である。ここに注目すべきなのは、この人の集まる場所は、未央宮の中にあるのではなく、宮城の外側に位置していることである。周の「民事」空間とは異なり、換言すれば、周の「閉鎖的」な状態から「開放的」な空間に変更したのである。つまり、前漢の民は長安城に入り、誰でも公車機構を設置している北闕に行け、皇帝に上書することができるのである。これは前漢の「詣闕」制度の最も重要な政治的意義であろう。

3. 後漢の南宮「北闕下」と北宮「南闕下」

後漢になり、民衆の「詣闕」空間は、光武帝の時期、南宮の「北闕下」に設けられたが、明帝（二代目の皇帝）以降、北宮の「南闕下」に変更された。

後漢洛陽に「朝」空間を設置した宮城は、南宮と北宮がある。『河南志』の「朱雀蒼龍白虎元武闕北闕、洛陽故宮名曰北闕南宮闕曰武闕」という記載により、後漢の宮城の闕は恐らく宮城の東垣・西

垣・南垣・北垣に共に闕を設けたのであろう。すなわち、「司馬闕門」¹¹である。

それにしては、「詣闕」空間の位置している場所はどの闕門であろうか。この問題を究明する前に、一つのことを注目すべきである。それは、後漢の皇帝の「朝」空間は、明帝の時期に南宮より北宮に変更されたということである。

後漢初期には、「朝」は南宮にあったため、「朝」に属している「詣闕」空間も南宮にあったのである。『東觀漢記』光武帝紀の建武七年正月の条に、

旧制上書……既に上して、北軍に詣す。報を待つ……奏して闕に詣す。平旦に上して、其の當見及び冤結者有り、常に日出の時を以て、

(旧制上書……既上、詣北軍待報……奏詣闕、平旦上、其有當見及冤結者、常以日出時、驪騎馳出召入。)

とある。この「詣闕」空間の所在について、陳蘇鎮氏はその記載に基づき、前漢の北軍は未央宮の北闕あたりに駐軍した状況と合わせて考証した¹²。「詣闕」空間において上書する者は「北軍に詣す。報を待つ」必要があり、その上に「驪騎 馳け出して召して」から宮城に入れるのである。さらに、前漢の北軍は未央宮の「詣闕」空間に近かったため、「北軍に詣す」という記載により、後漢の「詣闕」空間は恐らく前漢と同じ北軍の所在に近いのである。すなわち、後漢初期の「詣闕」空間は洛陽北軍の駐軍場所に近く、南宮の北側にあると推定できる。また、前引した『河南志』の記載に「北闕」があることにより、後漢洛陽の南宮には北闕があるに違いない。したがって、南宮の「詣闕」空間は南宮の北闕下に位置していると判断できる。

明帝以後、後漢の皇帝の「朝」空間が南宮より北宮に変更されたことに従って、「詣闕」空間の所在も変わった。『後漢書』第五倫伝に、

永平五年、法に坐して徴さるるも、老小は車に攀り馬を叩えて、嘯呼して相隨う。日に裁かに行くこと数里、前^{ササ}むを得ず……廷尉に詣るに及ぶや、吏民は上書して、闕を守る者は千余人……帝は之を患う。

(永平五年、坐法徴、老小攀車叩馬、嘯呼相隨、日裁行数里、不得前……及詣廷尉、吏民上書守闕者千余人……帝患之。)

とある。この記事は、永平五年(62年)、法に触れて洛陽に召還されたが、老いも若きも車にすがりつき馬を引きとめ、泣き叫んで、なかなか進めなく、廷尉に到着した時には、上書して闕につめかける属吏や民が千余人いたため、当時、明帝はこのような状況を思い悩んだことを記している。ここで注目したいのは、上書して闕につめかける属吏や民が千余人いた、ということを書いている。永平五年には、後漢の北宮の建設は未だ完成していなかったが、明帝は既に北宮で政務を行い始めた。千余人の属吏と民が明帝に上書したことは公車機構を通して行ったのである。この公車機構は「守闕」の闕門に設置したことは推定できる。「守闕」の千余人の所在地は闕の下であろう。

さらに、『後漢書』百官志の衛尉条に、

11 『後漢書』礼儀志より。

12 陳蘇鎮「東漢的南宮和北宮」(『文史』、2018年第1期)

公車司馬令一人、六百石。本注に曰く、「宮の南闕門を掌る。凡そ吏民 上章し、四方 貢獻し、及び徴せられて公車に詣る者あり」と。

(公車司馬令一人、六百石。本注曰「掌宮南闕門、凡吏民上章、四方貢獻、及徴詣公車者。」)

とある。この記載により、民衆の上書を実現するところは南闕門であることがわかる。すなわち、明帝以後の「詣闕」空間は後漢洛陽の北宮の南闕門の闕下に設置されるようになったのである。北宮の南闕門の闕下には、前漢と同じ「千余人」の「守闕」を実現できる広い空間がある。

前漢と同様に、後漢の「詣闕」空間は「開放的」なスペースである。北宮の南闕門と洛陽城の城門の間には他の門や垣はないため、洛陽城に入る民衆は誰でも北宮の南闕門のところに位置している「詣闕」空間にたどり着くことができる。後漢は南闕門のところに「詣闕」空間を作る造営制度を確立し、それは後世においても続けられた。

4. 漢代以後の「闕門」と「登聞鼓」

前述のように、民衆の「詣闕」制度では、公車機構が直接的な政務機能の役割を果たしている。また、「漢帝国から唐帝国の建国まで、公車機構は基本的に存在し、その機能は大きく変化していなかった」¹³。

考古学的発掘によると、曹操から北魏まで、宮城の正門である門は、その北が宮城正殿の太極殿に直面し、その南が洛陽城の南北大通りの銅駝街に直面している。発掘された北魏のは、儀礼的な宮城門である。門の前に版築で建てられた巨大な両闕がある。この両闕の基壇は大きく、一つの闕の基壇の面積は約29平方メートルで、双方向の子母闕で建築されたのである¹⁴。

また、『魏書』刑罰志に「世祖は闕の左に登聞鼓を懸け、以て冤人に達す（世祖闕左懸登聞鼓、以達冤人）」とある。ここで注目したいのは「登聞鼓」のことである。「登聞鼓」の原型は、堯舜の時代に存在した「敢諫の鼓」であり、朝廷に率直に反論したり、間違いをアピールしたりしたい人は鼓を打つことを通して朝廷に上奏することができる。周代では、この「敢諫の鼓」は路門の外に懸けられ、「路鼓」と呼ばれていた。民衆は鼓を打つことによって、苦情を皇帝・朝廷に直接訴えることができる。これは「登聞鼓」の役割とはいえる。「登聞鼓」の役割は同じく「詣闕」空間の役割であるに違いない。そのため、「登聞鼓」の設置場所は「詣闕」空間の所在を示すことができる。したがって、北魏の登聞鼓は闕の左にかけられていることは、閭闔門の東の闕にあることを示し、北魏の「詣闕」空間は閭闔門に位置しているに違いない。

北齊の時、「闕門の右に鼓を……設ける（設……鼓於闕門右）」¹⁵のである。「登聞鼓」の設置場所は闕の左から右に変わったが、闕門のところに設けられることは変化していない。そのうえ、このような制度は隋代に継承された。その後、唐代に至り、公車機構が廃止されたが、その機能は政界から撤退せず、代わりに唐代の外朝の行政機関に移管され、「詣闕」の役割を果たし続け、皇帝と国民間の重要なつながりとして存在していた¹⁶。『唐六典』に、

13 劉林鳳「論公車府職能演變及唐代詣闕上書的類型」(『長江師範学院学報』、2016年第6期)

14 錢国祥「北魏洛陽宮城的空間格局復原研究——北魏洛陽城遺址復原研究之三」(『華夏考古』、2020年第5期)

15 『隋書』刑法志より。

16 劉林鳳「論公車府職能演變及唐代詣闕上書的類型」(『長江師範学院学報』、2016年第6期)

大明宮は禁苑の東南に在り、西に宮城の東北隅に接し、南面に五門。正南丹鳳門と曰い……丹鳳門内の正殿は含元殿と曰う。殿を挟む両閣、左は翔鸞閣と曰い、右は栖鳳閣と曰う。本注「閣下即ち朝堂・肺石・登聞鼓、承天の制に如し」と。

(大明宮在禁苑之東南、西接宮城之東北隅。南面五門。正南曰丹鳳門……丹鳳門内正殿曰含元殿。挟殿兩閣、左曰翔鸞閣、右曰栖鳳閣。本注：閣下即朝堂・肺石・登聞鼓、如承天之制。)

とある。すなわち、登聞鼓は含元殿の栖鳳・翔鸞両閣の下に設置されるのである。また、康駢の『劇談録』に「含元殿は国の初めに建造す……左右に栖鳳・翔鸞両閣を立つ。龍尾道は闕前より出づ（含元殿国初建造……左右立栖鳳・翔鸞両閣、龍尾道出於闕前）」とある。この記載により、栖鳳・翔鸞両閣は実に「闕」として建築されたことがわかる。換言すれば、唐の大明宮の登聞鼓は同じく「闕」のところに設置される。且つまた、『唐六典』の「承天の制に如し」という記述により、承天門のところに登聞鼓を設置していることがわかる。承天門について、『旧唐書』地理志に太極宮の「正門は承天と曰い、正殿は太極と曰う。太極の後の殿は両儀と曰う（正門曰承天、正殿曰太極。太極之後殿曰兩儀）」という記載がある。つまり、承天門は唐の太極宮の闕門である。これらの記載により、唐の長安城には二つの「詣闕」空間があることがわかる。一つは太極宮の承天門のところであり、もう一つは大明宮の両閣の下である。北魏の「詣闕」空間と比べて、唐の「詣闕」空間は内側に移動された傾向がある。承天門の「詣闕」空間にたどり着くためには、人々が都城に入ったうえに皇城に入る必要もある。また、大明宮の「詣闕」空間にたどり着くためには、大明宮の中に入る必要がある。ただ、不変なところもある。それは「闕」の役割を果たす施設が不可欠ということである。

その後、宋代に至り、「詣闕」の主要な形式は既に「登聞鼓」を打つことになった¹⁷。宋代は、専門的な機構の「登聞鼓院」を設置し、「文武官及び士民の章奏表疏を受けるのを掌し……闕門の前に局を置く（掌受文武官及士民章奏表疏……置局於闕門之前）」¹⁸という機能を果たしていた。『元史』世祖本紀に「登聞鼓院」の記載があり、明清時代の登聞鼓は午門のところに設置された。「詣闕」空間はさらに内側に移動したのである。そのうえに、重大な冤罪ではないのなら、「登聞鼓」を打つことができないという律があるため、本来の政治的機能の一部を失っていたとはいえよう。

隋唐時代には、都城の内・宮城の外に、また皇城があった。皇城の存在のため、宮城の闕門に位置している「詣闕」空間は、皇城の中にあつたことがわかる。民衆は「詣闕」空間に到達するまえに、都城に入り、次に皇城に入る必要がある。これは、「詣闕」空間が内に移動する傾向の現れである。唐長安の大明宮では、登聞鼓は大明宮の宮城門である丹鳳門の内側に設置された。つまり、大明宮の「詣闕」空間が宮城内に変更された。皇帝が大明宮において政務を行ったとき、民衆は大明宮の「詣闕」空間に到達する前に、より厳しい宮禁を通過する必要がある。そのうえに、明清時代に至り、「詣闕」空間を設ける午門の前には、天安門と端門があつた。この時代の「詣闕」空間の内向きの動きがより明白になったのである。

おわりに

「詣闕」は、国民が国の政務に参加し、君主に民間のことを報告する方法と手段である。「詣闕」空間は古代中国の「朝」空間の重要な部分である。君主の国家支配・権力を象徴する「朝」は朝政を行

17 程民生「宋代的詣闕上訴」（『文史哲』、2012年第2期）

18 『宋史』職官一より。

う空間であり、政治と儀式の両方の機能を備えた国の中心的な場所でもある。古代中国において、国政の参加者は君主と官僚であるだけでなく、民衆も参加者であった。

遅くとも周代に、「朝」空間には民衆の政治参加のスペースがあった。国の主要な政務について尋ねられたとき、国の壮大な式典が行われたとき、このスペースで開催される必要があり、民衆の参加も必要となるのである。統一帝国時代に入ると、「朝」空間の「詣闕」空間は「閉鎖的」な空間より「開放的」な空間に変わった。都城に入り、「詣闕」空間に至れることになっていた。その空間は皇帝と民衆が直接的な繋がりを結ぶ場所となった。「朝」空間の変容の段階で、開放状態を維持したまま、「朝」空間の正門に「詣闕」空間を設置することが固定化された。その後の中央集権の強化期には、「詣闕」空間が以前より内に移動する傾向があったが、「朝」空間の重要な部分として建設された。

「朝」空間の「詣闕」空間の沿革過程は、王朝と帝国の違いを示す一方で、各時代が「民事」を重視するというイデオロギーを示した。周王朝の君主は「民事」を強調しているが、宮城内には民衆が政治に参加するための空間が設けられており、国政を問う必要があるときは、厳重な宮城警備を通り抜けて入場する必要がある。これは、帝国時代の「詣闕」空間の「開放的」状態とは異なるのである。断言できることは、漢帝国の時、民衆は宮城に入る必要がなく、自分の訴求が皇帝に届く可能性があるということである。これが王朝と帝国の違いを示しているのであろう。そのあと、帝国の皇権が強まるにつれ、「詣闕」空間は内向きに動く傾向が現れ、明清時代では内向きに動く傾向がより顕著になった。しかし、古代中国の国の中核空間において、民衆が政務参加できる空間が存在しているという歴史的事実そのものは注目に値するのではなかろうか。